

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
<p>第 2 章 通関業</p> <p>第 2 節 業務</p> <p><u>(電磁的記録による帳簿等の作成又は保存)</u></p> <p>22-2 法第 22 条第 1 項((記帳、届出、報告等))の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類(以下この項において「帳簿等」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)により作成又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報技術の利用に関する規則(平成 17 年財務省令第 16 号)の規定によるものとする。</p> <p>なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。</p>	<p>第 2 章 通関業</p> <p>第 2 節 業務</p> <p><u>(電磁的記録による帳簿等の保存)</u></p> <p>22-2 法第 22 条第 1 項に規定する帳簿及び書類(以下この項において「帳簿等」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)等により保存する場合の取扱いは次による。</p> <p>(1) 対象となる帳簿等</p> <p>電磁的記録による保存の対象となる帳簿等は次のものとする。</p> <p>イ 前記 22-1(1)の規定による「通関業務取扱台帳」及び「通関業務取扱明細簿」</p> <p>ロ 令第 8 条第 2 項各号に規定する書類</p> <p>(2) 電磁的記録による帳簿等の保存の要件</p> <p>イ 入力データの取消・修正を行つた場合には、その履歴が確保されるシステムとなつてのこと。</p> <p>ロ システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書を保存すること。</p> <p>ハ プリンター及びディスプレイを備え付け、税関が必要と認める場合には、速やかに見読可能とすること。</p> <p>二 条件設定によるデータの検索が可能であること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>帳簿等の電磁的記録による保存を行おうとする者には、事前に次の事項を記載した書類を届け出させるものとする。また、提出後に変更があつた場合には、その旨を遅滞なく届け出せるものとする。</p> <p>イ 電磁的記録により保存しようとする帳簿等の名称の一覧</p> <p>ロ 届出者の所在地及び氏名又は名称</p> <p>ハ 帳簿等の保存場所</p> <p>ニ 電磁的記録による保存を開始しようとする年月日</p> <p>ホ 電子計算機システムの概要</p> <p>(4) その他</p> <p>上記(4)ロの書類については、マイクロフィルムによる保存も</p>

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
	<u>認めることとし、この場合においては、上記(2)及び(3)を準用する。</u>